

# 柏の歴史ある建物Ⅱ

旧手賀教会堂保存修理工事報告書

柏市建造物調査報告書

5



# 柏の歴史ある建物Ⅱ

旧手賀教会堂保存修理工事報告書

柏市建造物調査報告書 5

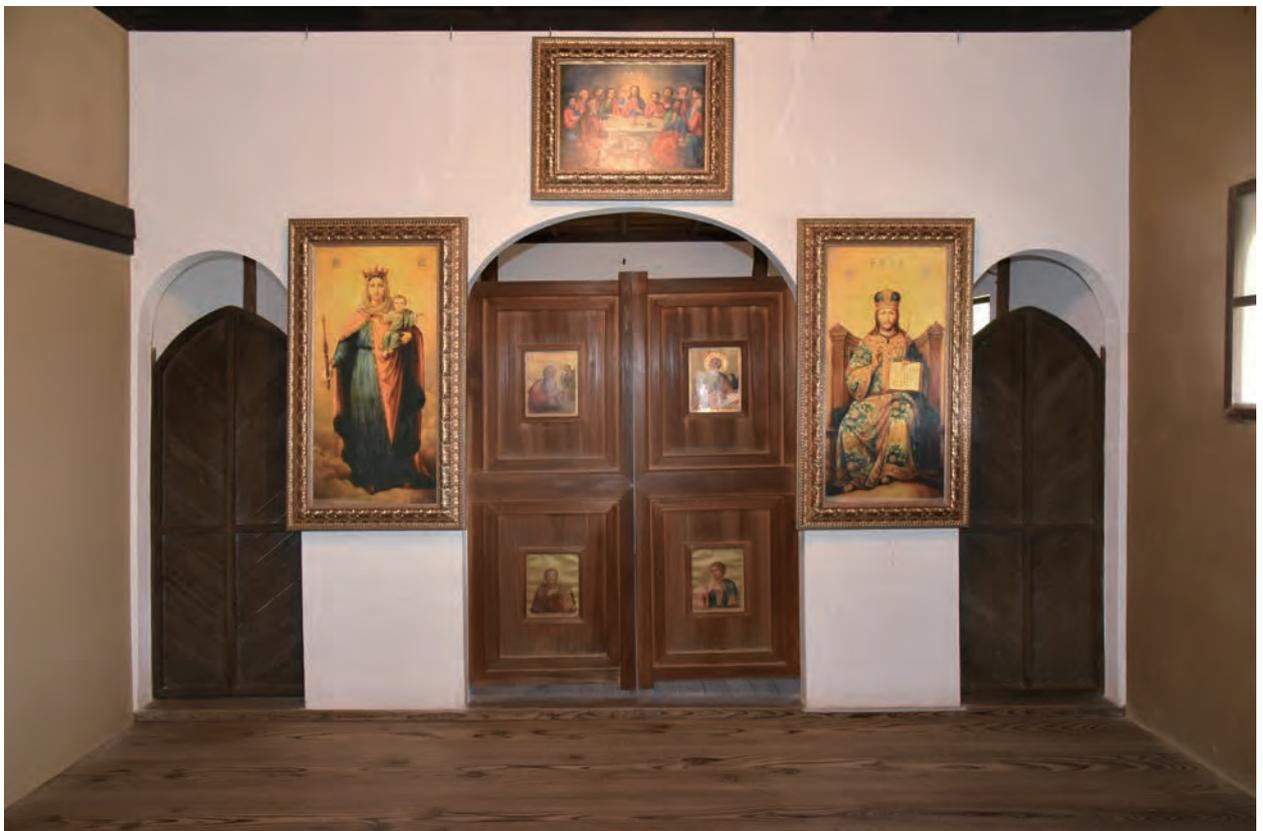
柏市教育委員会

2023





南西から見る

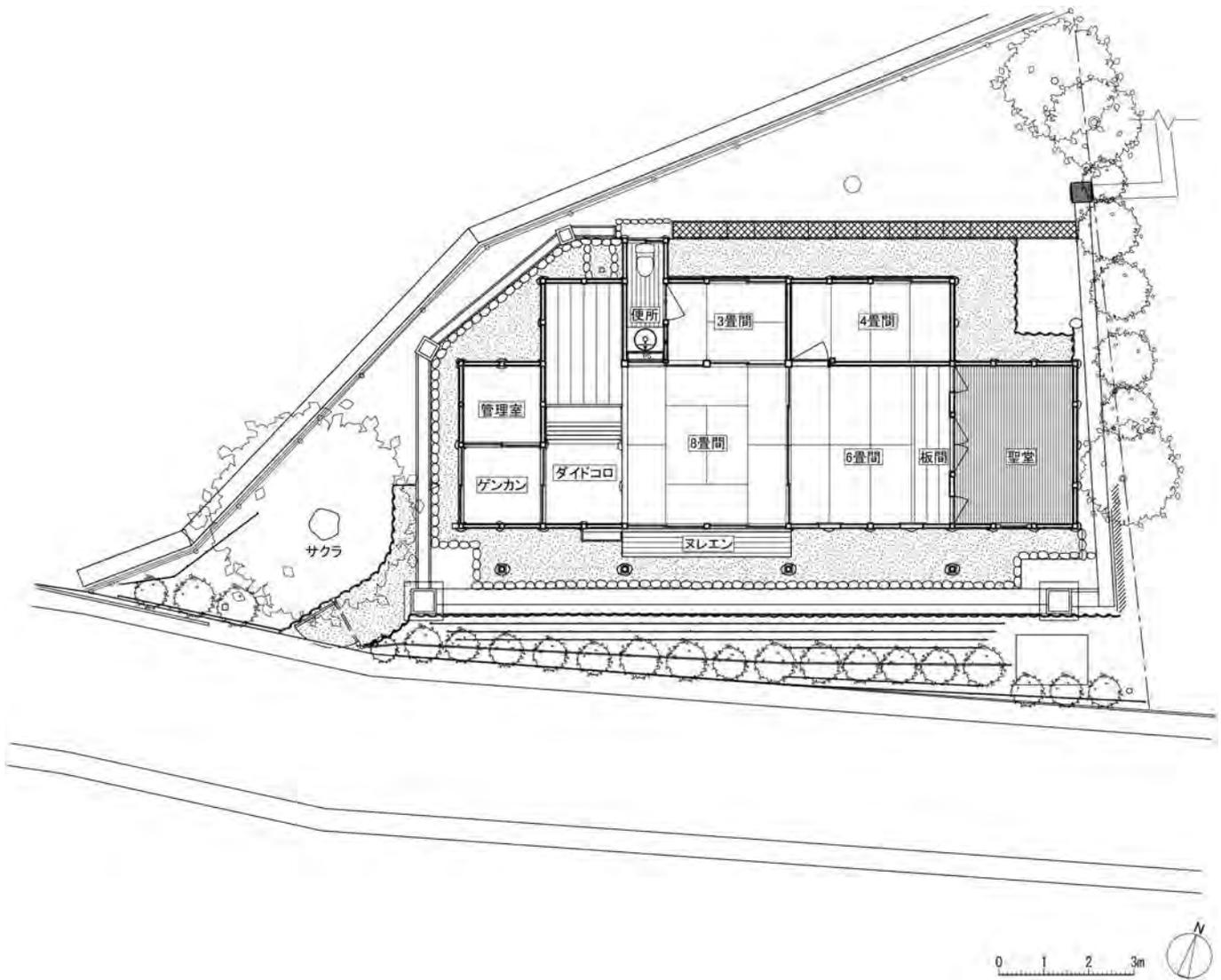


聖堂正面

## 目次

口絵	
目次	
例言	
第1章 旧手賀教会堂の概要	
第1節 立地と歴史的環境	----- 1
第2節 手賀正教会の成立	----- 4
第3節 文化財指定	----- 6
第4節 構造形式と主要寸法	----- 6
第2章 事業の概要	
第1節 工事に至る経緯	----- 8
第2節 修理方針	----- 8
第3節 事業の運営と工事の経過	----- 8
第4節 工事組織・関係者	-----10
第5節 事業費	-----11
第3章 調査事項	
第1節 移築前および移築時の形式	-----12
第2節 移築以降の増改築及び修理の履歴	-----12
第3節 昭和50～52年の沼南町による保存修理工事	--13
第4節 破損状況	-----20
第4章 工事の内容と実施仕様	
第1節 仮設工事	-----23
第2節 解体工事	-----26
第3節 基礎工事	-----28
第4節 木工事	-----29
第5節 屋根工事	-----37
第6節 左官工事	-----42
第7節 建具工事	-----44
第8節 給排水衛生設備工事	-----45
第9節 電気設備工事	-----45
第10節 防災設備工事	-----45
第11節 外部排水工事	-----45
第12節 植栽工事	-----45
第13節 外構工事	-----46
第5章 耐震診断及び構造補強	
第1節 構造的な特徴と問題点	-----47
第2節 耐震診断（修理前建物）	-----49
第3節 構造補強	-----52

第6章	現状変更	
第1節	現状変更方針	-----56
第2節	現状変更要旨	-----56
第7章	ロシア正教会の教会堂事例と旧手賀教会堂	-----61
付 章		
第1節	王門 石版画イコン「四福音者」の修復報告	-----65
第2節	聖堂の扉（聖堂側）の青色塗料に関する調査報告	---68
第3節	便所跡から出土した便槽	-----75
第4節	今後の課題	-----77
写真		-----79
図面		-----91
	1. 竣工平面図	
	2. 竣工南側立面図	
	3. 竣工西側立面図	
	4. 竣工東側立面図	
	5. 竣工北側立面図	
	6. 竣工桁行断面図	
	7. 竣工梁間断面図	
	8. 修理前平面図	
	9. 修理前南側立面図	
	10. 修理前西側立面図	
	11. 修理前東側立面図	
	12. 修理前北側立面図	



旧手賀教会堂 竣工配置図



航空写真（東から手賀沼を見る。干拓前は現在の水田部分も手賀沼であった。）

## 例言

1. 本書は平成30年度から令和2年度にかけて行われた、千葉県指定文化財 旧手賀教会堂の調査及び工事をまとめたものである。
2. 本書の執筆，編集は以下のように担当した。
  - 第1章 第1節：江藤隆博（柏市文化課）
  - 第2節：高野博夫（柏市文化課）
  - 第3節：江藤隆博
  - 第4節：中村文美（合同会社もば建築文化研究所）第2章，第3章 中村文美  
第4章 竹村雅行（岩瀬建築有限会社）  
第5章 北茂紀（株式会社北茂紀建築構造事務所）  
第6章 中村文美  
第7章 池田雅史  
付章 第1節：田中智恵子（有限会社修復研究所二十一）
  - 第2節：塚田全彦，貴田啓子，小椋聡子（東京芸術大学 保存科学研究室）
  - 第3節：江藤隆博，鑑定：小栗康寛（とこなめ陶の森資料館）
  - 第4節：(1)～(3) 中村文美，(4) 江藤隆博編集 中村文美，海東壱子（合同会社もば建築文化研究所）
3. 図面の作成は中村文美，海東壱子，白川華子（合同会社もば建築文化研究所），竹村雅行（岩瀬建築有限会社）がおこなった。
4. 付章第3節の便槽の洗浄・接合・実測・拓本・トレースは高松みき子，中田貴子，西澤美千子，平田真樹子，藤原明子，柳田真子（柏市文化課）がおこなった。
5. 口絵写真及び航空写真は柏市，修理前写真及び竣工写真は岩瀬建築有限会社，工事中写真は岩瀬建築有限会社及び合同会社もば建築文化研究所が撮影した。他は各執筆者の撮影である。
6. 調査にあたり，下記の諸氏に聞き取り調査をおこなった。  
軽部きよ子氏，八木輝男氏，八木鈴子氏，岩立一男氏，岩立好男氏，手賀ハリストス正教会の信徒のみなさま（順不同）。ご協力いただいた皆様へこの場を借りて謝意を表します。
7. 組織名及び建物名について，原則として次のように整理した。組織名を「手賀正教会（または手賀ハリストス正教会）」，市が所有となり文化財指定した後の建物名を「旧手賀教会堂」，新しく建てた建物名を「新教会」とした。
8. 旧手賀教会堂東側に突出した部分を，本報告書では「聖堂」と呼ぶ。今日では，正教会において祭壇の置かれる仕切られた空間のことは「至聖所」と呼ぶのが一般的であるが，明治期の記録に「聖堂」と記載があり，当時の時代性と習慣に配慮した。

# 第1章 旧手賀教会堂の概要

## 第1節 立地と歴史的環境



図 1-1 千葉県位置図

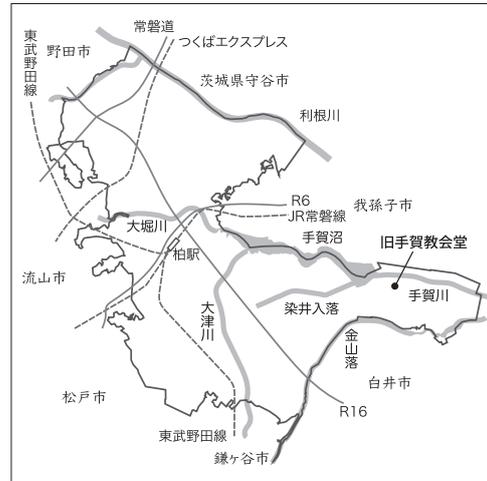


図 1-2 柏市位置図

### (1) 立地と地形

柏市は、千葉県の北西部に位置する。市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は手賀沼を挟んで北側に我孫子市、東側に印西市・八千代市、南部は鎌ヶ谷市・船橋市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接している。東西の距離は約 18.0km、南北の距離は約 15.0km であり、面積は 114.74 km<sup>2</sup>である。

市域の地形は、洪積台地である下総台地と、利根川や大堀川・大津川などの河川や手賀沼の周辺に広がる低地で構成される。台地はこれらの河川に流入する小河川により複雑に開析され、樹枝状に谷津が入り組んでいる。低地の標高が 5 ～ 10m、台地の標高が 20 ～ 30m 程度であり、低平で広大な地形と景観が特徴である。

旧手賀教会堂の所在する手賀地区は、柏市の東部に位置する。標高約 19m の地区内の台地上には古くからの屋敷や畑地、山林からなる農村景観が広がっている。集落内の道路は近世の村絵図と重ね合わせてもほぼ変わりがなく、中近世からの農村景観を良好に残している地域である。低地は現在干拓によって水田となっているが、かつては東西に細長い台地の北・南・東の三方を塞ぐように手賀沼が広がっていたため、眼下に手賀沼を望むことができた。

### (2) 内海をめぐる舟運と手賀地区の歴史

縄文海進時の市域は、低地まで海水が入り込んでおり、現在の利根川や手賀沼・印旛沼・霞ヶ浦なども含めて大きな内海を形成し（古鬼怒湾）、鹿島灘で外海と繋がっていた。一方、現在の江戸川側にも東京湾の入江が深く入り込み（奥東京湾）市域は大きな内海に挟まれた地域であった。最も海水が入り込んだ縄文時代以降も古鬼怒湾側の内海は、中世に至るまで形成されていたことが分かっている。市内にはこの内海に面する台地上に濃密に遺跡が分布しており、その数は 500 か所を超える。また、遺跡の発掘調査によって出土した土器の分析などによって、内海をめぐる水上交通によって発展した文化圏がこれらの地域に形成されたことが明らかとなっている。

平安時代末期以降、市域の多くはこの内海を中心として成立した<sup>そうまのみくりや</sup>相馬御厨と呼ばれる伊勢神宮領となる。鎌倉幕府の成立以降は、源頼朝に従った千葉常胤の子孫である相馬氏が実質的な支配権を握ることとなる。その後、戦国期になっても在地から有力な国人は輩出されず、代わって勢力を伸ばしたのが小金城（松戸市）に本拠を置く高城氏と原氏一族の手賀原氏である。旧手賀教会堂にほど近い手賀城跡（現在消滅）は手賀原氏の居城である。手賀城跡のほか 15C ～ 16C にかけて、市域には内海に面して多くの城館跡が多く築かれ、この時期に

においても水上交通が重要視されていることの証左と言える。天正 18 年 (1590)、後北条方として行動した手賀原氏は小田原の役において没落することとなる。

上述したとおり、手賀地区は縄文時代以降、輸送手段が舟運から陸運に取って代わる近代まで、水上交通の要衝として発展してきたと言える。

### (3) 利根川舟運とロシア正教の伝播

近世に幕府の利根川東遷が行われると、地方と江戸を結ぶ利根川舟運は、物資輸送の大動脈となるとともに寺社参詣の交通手段としても利用され大いに発達した。利根川舟運が終焉を迎える明治 30 年代まで、手賀沼や利根川に面した地域は、水上交通の要衝としていち早く最先端の情報が伝達される先進地であり、手賀地区もその例外ではなかった。下総地域にロシア正教が利根川や手賀沼を遡って伝播したことは、当時の情報や物資の流通が舟運によってなされたことの傍証となる。

明治 12 年 (1879)、明治維新の激動の中で、村名主を努めた湯浅家などが手賀正教会を設立した背景として、そもそも手賀地区が舟運の要衝地であり下総地域の中でも先進的な地域であったこと、この地の利をバックボーンとした新たな文化と知識の習得に意欲的な人々がいたことが挙げられよう。

### (4) 下総巡回日記に見るニコライの足跡

ニコライは明治 25 年 (1892)10 月 11 日から 13 日まで三日間、布教巡回のため手賀を訪れている (図 1-4)。この時の彼の日記には布教の状況とともに、村々の風俗や習慣など当時の様子が詳細に記されており、ニコライが単に宗教家としてだけ活動していた訳ではなく、日露両国の友好に尽くした文化人としての姿勢も持ち合わせていたことがわかる貴重な資料となっている。

地区の古老の口伝によると「昔教会ができた頃、大変にえらい神父さんが手賀に車で来て、教会堂の手賀沼が見える部屋 (3畳間か4畳間) が大いに気に入り、飽きずにずっと沼を眺めていた」という。教会堂の眼下に広がる手賀沼の風景が、さぞかし美しかったのであろうと容易に想像できる。

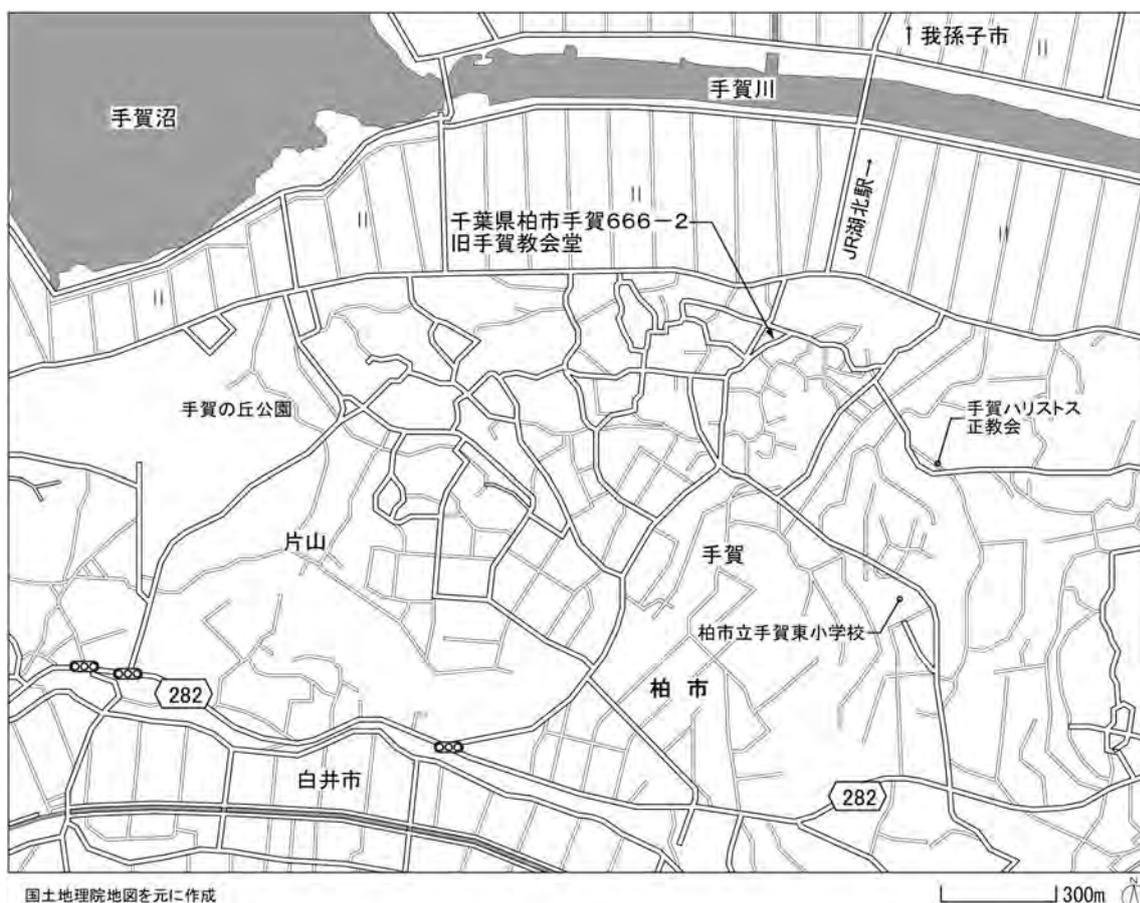


図 1-3 案内図



図 1-4 ニゴライの布教ルート

## 第2節 手賀正教会の成立

手賀正教会の活動は明治12年(1879)3月22日、手賀村の湯浅長左衛門ら13人が、佐藤パウエルPaulus Satoの洗礼を受けたことに始まる。前年の11月5日、主教ニコライNikolaiの布教によって大森聖神降臨教会が誕生した影響が大きく、手賀への伝教者は大森の宮嶋アファナシイAfanasyであった。

江戸時代、徳川幕府は寺請制度を設け、仏教を保護し利用すると共に、徹底的にキリスト教を弾圧した。明治維新によって幕府が崩壊すると、新政府は国家神道の理念に沿って、神仏分離・廃仏毀釈などの政策を進めた。しかし、キリスト教については五榜の掲示に見られるとおり、旧幕府の禁教を踏襲し、欧米諸国の要求によってようやく解禁されたのは明治6年(1873)である。この高札撤廃により、近代化の波に乗ってカトリック・プロテスタント・ロシア正教などが布教を開始し、全国には多くの説教所や教会が作られていった。



図1-5 ニコライ<sup>1)</sup>

手賀の周辺でも法典・船穂・大森などにキリスト教会が作られたが、やがて仏教の巻き返しや、対欧米戦争での敵国宗教観の高まりなど苦難の時代を経て、その大部分が姿を消していった。また、当初入信した人々の多くは、城下町に住んでいた旧武士たちであったという。武家社会の崩壊により、精神的な拠り所を失った彼らが見つけた新しい価値観がキリスト教であった。こうした中で農村に誕生した手賀正教会は、逆境に遭いながらもなぜ今日まで、信仰の火を灯し続けてきたのか。明治12年に洗礼を受けた一人、岩立家には手賀正教会の資金管理などを定めた『大日本正教会基礎金簿』が保管されていた。資金取扱規則の末尾には副伝教者を筆頭に執事2名、議友5名、参列員5名が洗礼名と共に列記している。執事は資金管理をはじめ、手賀正教会の活動全般にわたって統括する中心人物で、サモン湯浅長左衛門(手賀)とアウラム梅沢作兵衛(布瀬)が任じられていた。この二人に焦点を当てて、手賀正教会の成立と存続の理由を考えてみよう。

布瀬村は「つ」の字型をした手賀沼に三方を囲まれ、村人たちは周囲を干拓しての稲作や、漁業・カモ猟など、沼の恵みを受けながら暮らしてきた。梅沢作兵衛家はこうした布瀬村の最東端、沼に突出した場所に立地し、有力な農家としての歴史を紡いできた。沼沿いには開墾人名を冠した「作兵衛新田」という字名が現存し、明治期には手賀沼鳥猟営業組合の幹事長として、カモ猟組織の近代化も図っている。手賀沼のカモやウナギは、江戸(東京)の人々から高い評価を受けていた。また、同家では、天明年間(1781～1789)から近年まで、紺屋・機屋を営んできた。原材料の買い付けから、製品の出荷まで、利根川水系を利用して、江戸と交流を続け、豊富な情報を集めており、社会情勢の変化には特に敏感であった。天保9年(1838)に生まれて激動の幕末を乗り切り、新しい時代を模索していた梅沢作兵衛にとって、キリスト教解禁は近代化の象徴と映ったのかもしれない。

湯浅長左衛門は文政12年(1829)、手賀村の名主を務めた家に生まれている。ニコライは明治25年(1892)秋の下総巡回日記で「(略)手賀の信徒数は126人、(略)日曜日、礼拝に来る信徒の中で一番良いのはシモン(湯浅長左衛門)。ここの最初期の信徒であり、敬虔で教会のために熱心な老人である。(略)執事長のシモンもよい暮らしをしている。彼はある殿様の家老の子孫である。その殿様の城は、大体いまシモンの家がある辺りにあった。(略)」と、教会の重要人物として信頼を寄せるとともに、かつてこの地を支配した手賀原氏との繋がりにも触れている。手賀村は、嘉禄3年(1227)12月の「相馬能胤讓状案」(正木文書)に、布瀬村とともに登場する古村であり、戦国時代末期には下総の豪族原氏の一族が、手賀沼を見下ろす高台に城を築いている。守護職千葉氏の重臣であった原氏は、戦乱の中で主家をも凌ぐ力を持つようになり、現在の利根川水系にも進出。各地に支族を配し、手賀原氏などを誕生させていく。後に原の本家は北條氏の傘下となり、豊臣秀吉の小田原攻めで運命を共にする。その後若き後継者原主水は、徳川家康に小姓として仕えたものの、キリスト教に入信してしまう。幕府の禁教後も改宗を拒んだため、元和9年(1623)指導者として他の信者とともに火刑に処される。一方、手

賀原氏は、江戸町奉行所の与力として取り立てられ、幕末維新を迎える。最後の与力となったのが、明治・大正期に社会事業家として活躍した原胤昭である。彼は明治7年(1874)アメリカ長老教会のカロルズ師から、いち早く洗礼を受ける。その動機について、著書『前科者はナゼ 又やるか』の巻末で、「予が信仰の先祖は、殉教者の巨頭ヨハネ・ハラ・モンド(原主水)」と述べ、「手賀原氏の末裔であるこの体には、主水の血の一滴が脈々と流れている。私も主水のように『神の愛』をもって、世に恵まれない同胞を介抱していくのだ」と決意している。支配関係が途絶えた江戸時代も、手賀村と原氏の関係は続いていたことが文書で確認でき、胤昭は手賀村を先祖代々の地として特別な思いを抱いていた。自身、何度も訪れ、やがてここに隠棲する希望を持っていたといわれている。

蛮社の獄で弾圧された蘭学者渡辺崋山は、文政8年(1825)銚子方面を訪れ『四州真景図巻』を著すが、旅の途中で木下街道を外れ、船に乗って手賀に立ち寄っている。本の中で「手賀島々中、千葉家老、備前守代々墓アリ、寺アリ」と、短い表現ながら記述がみられ、この地区の特殊性については、開明的な人々の間では知られていた可能性がある。カトリック・プロテスタント・ロシア正教など宗派の違いはさて置き、原氏ゆかりの手賀村にはキリスト教解禁後、直ちにこれを受容する親和性があったのかもしれない。

最後に、山下りんのイコンであるが、額の裏面などに納入時期の記載は確認されていないが、前述の岩立家『大日本正教会基礎金簿』の末尾2行に注目される記述が見られる。「至聖所新築、明治33年4月より着手、同年12月竣工ス、但新築費金68円18銭7厘、落成式ハ34年3月13日千葉司祭施行ス」に続いて、「聖堂入口上左右、聖像大額面三面分、主教尼适頼(ニコライ)閣下ヨリ御恵与給ハリ、但額縁ハ教会費ヲ以調整ス、其価格金拾五円八十銭也」とある。千葉県指定文化財の三枚のイコンは至聖所部分の増築に際し、ニコライ大司教の名前で直接もたらされた可能性は高いであろう。

注

- 1) 提供：宗教法人日本ハリストス正教会教団東京復活大聖堂教会
- 2) 提供：白凜居
- 3) 4) 提供：梅澤喜代治氏



図 1-6 山下凜<sup>2)</sup>



図 1-7 大正 11 年(1922)1 月 15 日の葬礼<sup>3)</sup>



図 1-8 昭和 41 年(1966)2 月 9 日の葬礼<sup>4)</sup>

### 第3節 文化財指定

旧手賀教会堂は、明治14年(1881)に近隣の民家を移築転用して教会堂として使われ始めてから、信者の礼拝の場兼集会所として使用されてきた。集会所である啓蒙所は、戦時中に疎開してきた家族を住ませた時期もあり、戦後も昭和30年代までは教会堂の管理者が住んでいた時期もあった。一般的には教会堂から排除されるべきこれらの日常生活であるが、旧手賀教会堂では例外的に疎開者や管理者を住ませていたことによって、結果的に建物の寿命を延ばすことに繋がったと思われる。

しかし、昭和49年(1974)に別の場所に新教会を新築したころには、住む者もおらず荒れ果てていたようである。昭和50年(1975)、当時の沼南町長はこの教会堂に文化財としての価値を見出し、土地ごと建物を取得するとともに保存修理工事をおこなった。さらに、同年、教会堂は町にとって歴史上、学術上重要な場所であるとして、沼南町指定史跡に指定されている。

平成17年(2005)、柏市と沼南町の合併により柏市指定史跡となる。

平成22年(2010)には、千葉県文化財保護審議会委員による文化財調査が行われ、平成24年(2012)、当教会堂は明治初期の当地方におけるハリストス正教会の布教や信仰の有り様をうかがい知ることのできる遺例として重要であり指定要件を十分に満たすとし、千葉県指定文化財(建造物)に指定された。

なお、新教会で現在も信仰の対象となっている「聖画」についても「旧手賀教会堂」と同様の経過をたどり千葉県指定有形文化財(絵画)となっている。指定理由は、聖画の基本は模写であるが、模写でありながらも細部にわたって自己表現を試みた画家・山下りんの、豊かな、そして生き生きとした個性をうかがうことができる作品であり、わが国の聖画史上、価値の高い絵画であるためとしている。

また、柏市指定史跡としての指定も残っているため、現在の指定状況は以下のとおりである。

#### 【旧手賀教会堂】

昭和50年(1975)12月4日 指定第10号 柏市指定史跡

#### 【旧手賀教会堂 1棟】

平成24年(2012)3月16日 千有第338号 千葉県指定有形文化財(建造物)

#### 【聖画 3面(機密の晩餐1面 主全能者1面 至聖性神女1面)】

平成24年(2012)3月16日 千有第339号 千葉県指定有形文化財(絵画)

### 第4節 構造形式と主要寸法

#### 概要

桁行五間、梁間三間、寄棟造、茅葺。西・東側に棧瓦葺の下屋、南側に棧瓦葺きの土庇を設ける。

#### 平面

桁行五間・梁間三間を本屋とし、西に桁行一間・梁間二間の下屋を設ける。この下屋南半から妻入りでゲンカン土間三和土とし、北半を風呂場(管理室として整備)とする。本屋は、西寄り桁行一間をガイドコロとし、南半を土間三和土、北半を板の間とする。東寄り桁行四間は、田の字の四ツ間取りとし、南側に西から八畳・六畳と板の間、北側に三畳・四畳を配する。北側三畳の脇に一部下屋を突出させて便所を設ける。西側下屋から本屋にかけて、南面に半間の土庇を設ける。本屋八畳間の南にはヌレエンを付ける。

東側には、桁行一間半・梁間二間の聖堂を配す。

## 内部

本屋のダイドコロ・八畳・六畳及び板の間・三畳・四畳及び聖堂は、竿縁天井とする。六畳間北面・四畳間南面には、長押を廻す。本屋の八畳・三畳は畳を祝儀敷き、六畳・四畳は畳を四つ居敷きとする。

## 柱間装置

西側下屋ゲンカン，ゲンカンと風呂場（管理室）間，ゲンカンとダイドコロ間は、板戸引違とする。風呂場北側は内法高に無双窓を設ける。本屋の側廻りは横額ガラス入り障子戸引違とし、外側に板戸（雨戸）を設ける。本屋南側の八畳と六畳間は四枚の襖引違とし、八畳と三畳間は横額ガラス入り障子戸，六畳と四畳間は襖開戸とする。本屋と聖堂の間は、両脇をアーチ型の板開戸（斜板張）とし、中央の王門には観音開の板戸に聖使徒福音者の4枚の石版画をガラス枠で嵌める。六畳の南側は、頭部をアーチ型にした窓を設け、室内側にガラス戸（十字の棧）を掛ける。

## 壁面

本屋及び西側下屋の内部は中塗仕上げ，東側の聖堂内部及び六畳間側は、白漆喰仕上げとする。西側下屋及び聖堂の外部壁面は上部を白漆喰仕上げとし、腰下は下見板壁とする。北側は上部を中塗り仕上げとし、内法下を下見板とする。

## 基礎

本屋及び下屋とも側廻りは玉石を据える。内部の束石は、昭和50年修理時にコンクリート製に入れ替えられている。

## 軸部

側廻りは土台を廻し柱を立て、内部は礎石に柱を立てる。地貫・足固（大引）で床下を固め、腰貫・内法貫・頭貫で内法間を固め、八畳と六畳間は差鴨居を入れ、本屋側廻りに桁を廻す。

## 軒廻

西・南・東側は、出桁造りとし、化粧裏板に、竿縁が二本入る。南側は、竹垂木を現しとする。

## 小屋組

本屋の桁に、桁行方向に梁を架け、その上に梁間方向の梁を渡す。西・南・東側の梁は、そのまま軒先に張り出し腕木とし、せがい造りとする。初重梁上に束を立て、二重の梁を組み、母屋をおく。初重及び二重を追扱首とする。

## 屋根

本屋は寄棟造，茅葺，竹簾によるぐし棟。西及び南側の下屋は棧瓦葺。東側の聖堂は寄棟造，棧瓦葺で、本屋の茅葺を一部欠いて接続する。

## 塗装

軸部は素木造。本屋と聖堂間の両脇板開戸の内側が青色塗料塗り。

区分	摘要	寸法
桁行	桁行両端柱間真々（主屋）	30尺（9.090 m）
梁間	梁間両端柱間真々（主屋）	18.10尺（5.484 m）
軒の出	側柱真より茅負外面まで	3.18尺（0.965 m）
軒高	礎石上端より裏甲外下端まで	12.41尺（3.760 m）
棟高	礎石上端より屋根棟上端まで	23.35尺（7.075 m）
平面積	側柱内側面積	66.101 m <sup>2</sup>
軒面積	茅負竹外面より内側面積	茅 79.322 m <sup>2</sup>
		瓦 44.606 m <sup>2</sup>
屋根面積	屋根の総面積	茅 112.161 m <sup>2</sup>
		瓦 48.397 m <sup>2</sup>

図 1-9 主要寸法表

## 第2章 事業の概要

### 第1節 工事に至る経緯

旧手賀教会堂は明治14年(1881)に、別の場所に建つ民家を解体し、現在の敷地に移築して教会堂とした。それから94年が経過した昭和50年(1975)に沼南町(当時)に所有がうつり、保存修理工事をおこなった。このとき、差茅、基礎新設、土壁やり替え、下屋屋根瓦補修等をおこなっており、その後14～17年毎に傷んだ箇所差茅をおこなっている。

昭和50年の工事から45年、前回の差茅から14年が経過し、茅葺屋根の破損、軸部全体の弛緩や不陸傾斜がみうけられるようになった。また、昨今の地震に対して見学者の安全性への懸念から、差茅・部分修理に加え、構造補強と活用のための整備を行うこととした。また、教会堂として使用されていた関係者への聞き取り調査等を行い明らかとなった、教会堂当時の姿に復旧整備することも課題としてあげられた。

### 第2節 修理方針

今回の保存修理工事では、前回昭和50年の修理工事から45年を経て、破損や劣化した部分の修理工事に加え、一般公開にそなえた構造補強及び利便性を考慮した整備をおこなった。また、今回工事を行う範囲に関して、痕跡や聞き取り調査及び史料から明らかとなった、「教会堂として使用し、居住しながら維持されてきた昭和初期～中期の様子」を復旧整備した。尚、今回の工事では健全な箇所には、工事を行わず極力現状を維持することを前提とした。また、昭和50年の修理時には、土壁の破損が著しく全てやり替えているため、教会堂として使用されていた当時の土壁は現存していない。

復原整備や構造補強工事にあたっては、極力既存の主要部材に新たな仕口等を設けないよう施工をおこなった。将来的に解体を伴う規模の大きな保存修理工事が実施された際に、新たに建物の変遷が明らかとなった場合に、今回の工事が妨げになることのないよう可逆性に配慮した工事を目指した。

### 第3節 事業の運営と工事の経過

保存修理工事事業は柏市の直轄事業とし、平成30(2018)年度に基本計画として、破損調査・構造調査・耐震診断・構造補強計画を行い、令和元(2019)年度に実施設計、工事期間は令和2年(2020)6月9日～令和3年(2021)3月17日までの約10ヶ月とした。

修理工事費用の一部は、令和元年(2019)7月24日から10月23日まで、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで寄附を募集した。寄附金は、設備工事費(上下水道やトイレ、受付など)の一部に充てるとし、目標金額が100万円のところ、138万円の寄附が集まった。

保存修理工事では、差茅、破損箇所の部分修理、構造補強、活用のための整備をおこなった。工事にあたっては、解体部分の形式技法及び痕跡等の調査をおこなった。

工事にあたり、月間工程表・週間工程表の作成、工種別施工計画書の作成、必要に応じ施工図の作成、工事記録の作成をおこなった。また、隔週で事業者(柏市教育委員会生涯学習部文化課文化財担当)・工事管理者(総務部資産管理課営繕管理室 営繕担当)・設計監理者との定例打合せをおこなった。

工事に関連する検査としては、木材検査(施工社内、設計監理者、営繕担当)、足場解体前に中間検査(施工社内、設計監理者、営繕担当、技術指導課)を実施し、工事完了時に完了検査(施工社内、設計監理者、営繕担当、技術指導課)をおこなった。

また、工事期間中は、新型コロナウイルス感染拡大時期であったため、見学会の実施は控えていたが、千葉県北西部地区文化財担当者連絡協議会、(公社)千葉県建築士事務所協会景観整備機構景観まちづくり委員会等、専

門的分野からの要望に応じ開催した。

なお、旧手賀教会堂保存修理工事は、令和3年度柏市優良建設工事<sup>※</sup>として、施工業者が表彰された。

※柏市優良建設工事は、市が発注した請負金額が500万円以上の建設工事で、令和2(2020)年度に完成した190件の中から、特に優良な施工をした業者及びその主任(監理)技術者を表彰する。柏市優良建設工事表彰は、建設業者の意欲を高め、適正な施工及び施工技術の向上を図るため、平成3(1991)年度からおこなっている。施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等から成績評定の考査が行われる。

工期：令和2年(2020)6月9日～令和3年(2021)3月17日

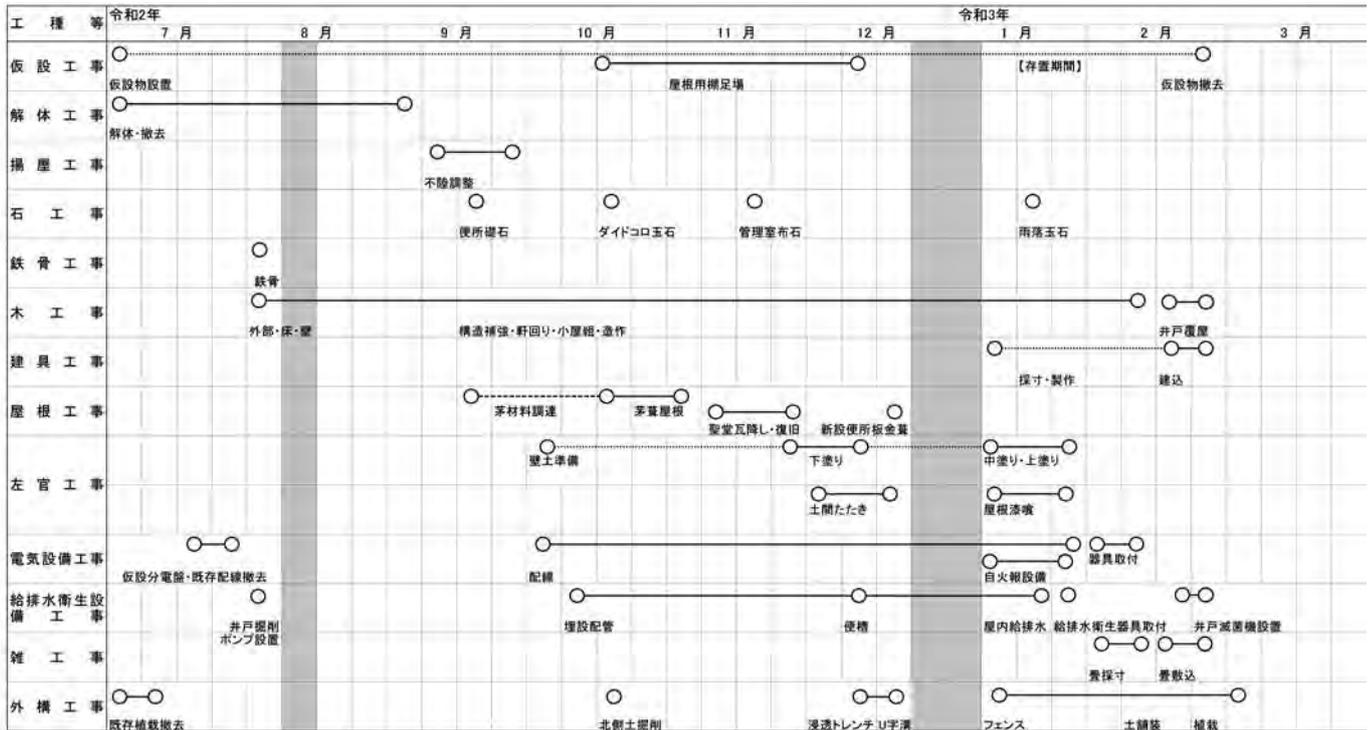


図 2-1 旧手賀教会堂保存修理工事 工程表

## 第4節 工事組織・関係者

### (1) 工事関係者

#### 事業者

柏市市長	秋山 浩保 (～令和3年11月20日) 太田 和美 (令和3年11月21日～)
柏市教育委員会 教育長	河寫 貞 (～令和4年3月31日) 田牧 徹 (令和4年4月1日～)
生涯学習部 部長	小貫 省三 (～令和2年3月31日) 宮島 浩二 (令和3年3月31日～)
文化課 課長	小宮山 勉 (～令和元年3月31日) 吉田 敬 (令和元年4月1日～令和3年3月31日) 田口 大 (令和3年4月1日～)
文化財担当	江藤 隆博

#### 工事管理

柏市総務部資産管理課営繕管理室 営繕管理室長	染谷 均 (～令和3年3月31日)
営繕担当	竹内 政裕 (～令和3年3月31日)

#### 工事指導

千葉県教育庁教育振興部文化財課	垣中 健志
千葉県文化財保護審議委員, 柏市文化財保護審議委員	金出ミチル

#### 設計監理者

合同会社もば建築文化研究所	代表 梅田 太一 副代表 中村 文美 所員 海東 壱子
---------------	-----------------------------------

#### 設計協力業者

耐震診断・構造補強設計 株式会社北茂紀建築構造事務所	代表 北 茂紀
設備設計 ASOU 企画設計	代表 有井 祥裕
地盤調査 ジオテック株式会社	及川 亮
土塁及び植栽計画 株式会社吉岡緑地	代表 吉岡 賢人

#### 工事請負者

##### 岩瀬建築有限会社

代表取締役	岩瀬 繁
現場代理人	竹村 雅行
技術員	岡本 将吾
同	佐藤 祐也
大工総括	岩瀬 幸男
大工主任	平山 卓磨
大工	越川 昂宣
同	高草 知泰
同	石井 翔悟
同	松崎 良則
同	竹澤 弘貴
同	塚本 明

##### 足場工事

株式会社アドバンス	岩田 誠記
土工事・石工事・屋外排水工事・外構工事 有限会社 朝倉工業	朝倉 強
茅葺屋根工事 庭藝 植健	君和田 健二 只浦 富士雄 小山 忠義

##### 瓦屋根工事

株式会社エンデパーツカコン	塚越 康男 塚越 将之
---------------	----------------

##### 板金工事

株式会社米本板金	米本 春雄
----------	-------

##### 左官工事

株式会社あじま左官工芸	阿嶋 一浩 小玉 真 今井 啓之 岡崎 大
-------------	--------------------------------

##### 鉄骨工事

根本鐵工所	根本 裕通
-------	-------

##### 建具工事

浅川建具店	浅川 秀幸
-------	-------

##### 電気設備工事

有限会社藤ヶ谷電気設備	松村 博道 飯村 健司
-------------	----------------

##### 給排水衛生設備工事・便槽設備工事

株式会社サンエス設備	出頭 清忠 安西 真一
------------	----------------

自動火災報知設備工事・火災通報設備工事 八洲防災設備株式会社	鳥屋尾 豊 小林 毅
-----------------------------------	---------------

##### 井戸工事

しろい古里保存会井戸掘り隊	押田 春男
---------------	-------

##### 植栽工事

株式会社吉岡緑地	吉岡 賢人
中央プラン	高橋 昭正
桜和園	平松 和也

## 第5節 事業費

旧手賀教会堂保存修理工事における事業費の内訳は次の通りである。

収入の部

総額 56,339,700 円

年度	県補助	地方債	その他特財 (クラウドファンディング)	一般財源	合計
平成30年度	0	0	0	3,229,200	3,229,200
令和元年度	4,000,000	0	0	4,052,000	8,052,000
令和2年度	7,500,000	31,900,000	1,380,000	2,180,500	42,960,500
令和3年度	0	0	0	1,471,000	1,471,000
令和4年度	0	0	0	627,000	627,000
合計	11,500,000	31,900,000	1,380,000	11,559,700	56,339,700

図 2-2 事業費の収入内訳

支出の部

総額 56,339,700 円

年度	内容	備考	金額
平成30年度	基本計画費	(うち消費税 239,200)	3,229,200
令和元年度	実施設計費	(うち消費税 732,000)	8,052,000
令和2年度	保存修理工事費		39,990,500
	内訳 仮設工事費	仮囲い、外部足場、内部足場、 茅置場養生、発生材処分等	2,350,580
	解体工事費	大工・作業員手間、廃棄処分	546,770
	揚屋工事	軸部歪み修理	700,000
	木工事費	補足木材、金属資材、大工・作業員手間、 構造補強	6,303,800
	建具工事費	建具整備、復原等	1,088,000
	屋根工事費	差茅補修、棧瓦葺替え、棟積直し	4,162,100
	電気設備工事	室内室外電気配線、消防設備等	1,808,000
	給排水設備工事	便所等設備整備	867,000
	雑工事	左官工事、植木工事、たたき工事、 側溝排水柵等外構整備、防蟻工事、 畳新設、鉄骨設置	7,643,150
	共通仮設費		1,775,600
	諸経費	現場管理費、一般管理費	9,110,000
	消費税	10%	3,635,500
令和2年度	監理費	(うち消費税 270,000)	2,970,000
令和3年度	保存修理工事報告書作成費	(うち消費税 134,000)	1,471,000
令和4年度	保存修理工事報告書印刷費	(うち消費税 57,000)	627,000
	合計		56,339,700

図 2-3 事業費の支出内訳

## 第3章 調査事項

### 第1節 移築前および移築時の形式

#### (1) 移築前の建物

本屋は、近隣の民家を移築したと伝わるが、本屋が桁行五間・梁間三間と農家の主屋にしては比較的小規模で土間も狭いことから、隠居屋や離座敷等の付属屋であったことが推測される。建物東側の聖堂は、当地に移築して20年程経った明治33年(1900)に増築したとされるが、本屋東側の柱東面(現在室内)は風食が著しく、且つ内法開口(敷居鴨居)の痕跡が残り、王門中央の吊束の東面にも風食や切断の痕跡が残ることから、それ以前あるいは移築前の建物では、一間毎に柱を立て、東側にも内法高さを開口とし縁を設けていたのではないかと推測できる。

また、本屋南東角の六畳間及び板間はあわせて八畳間で、南側中央の柱は中古材であり、二間とばした差鴨居の痕跡が残ることから、移築前は広く開口で、縁があったと推定できる。さらに、本屋西側には現在下屋が取付いているが、ここも柱面の風食が多いことから、外部に面していたことがうかがわれる。

これらのことから、移築前の建物は、桁行五間・梁間三間の本屋の西寄り一間が土間で、東寄りを田の字の床座がある民家であったことがうかがえる。

#### (2) 移築(明治14年(1911))時の形式

明治14年(1911)、手賀沼を望む高台に移築とされた教会堂の当時の形式としては、東側の聖堂が無く、移築前の本屋と同規模同形式で、東側及び南側の内法が広く開口であったと考えられる。

### 第2節 移築以降の増改築及び修理の履歴

教会堂は本来、祈りのための空間であり、食事や就寝の日常生活、さらに手洗いも建物内から排除されるべきとされている。しかし、教会堂関係者からの聞き取りから、他に集会所を持たない旧手賀教会堂では、礼拝の後に各家から重箱に詰めた食べ物を持ち寄り、八畳間で食事をしていたようである。さらに、戦中から戦後にかけて、教会に人を住まわせていた時期もあった。住んでいたのは信者ではなく、疎開してきた人や、戦争で家を失くした人で、数家族が住んでいたことがわかっている。彼らは八畳間で暮らし、六畳間及び板間と聖堂には立ち入らないようにしていたという。戦争が激しくなってきたら教会に神父が来ることもなくなり、礼拝や皆で集まることもできない時期もあったが、戦後は人を住まわせながらも細々と活動を再開していたという。

#### (1) 移築以降の増改築及び修理の履歴

- ・明治17年(1878)に信者が窓ガラスを寄附したことが、信者家の文書記録<sup>1)</sup>により判る。六畳間及び板間の南側は、上部にアールのついた窓にガラス建具を掛けているが、これは前述記録にあるものと考えられる。
- ・明治33年(1900)に、本屋東側に聖堂を増築着工し、同年竣工。「聖堂建築献金収入支出簿、明治33年5月14日イサイル岩立」に6月18日より翌1月20日までの記事があり、この時本屋東側に突出する形で増築され、翌年に落成式が行われたことが判る<sup>1)</sup>。聖堂が増築されたことで、第7章で後述する「啓蒙所(本屋八畳間)、聖所(本屋六畳間及び板間)、至聖所(聖堂)の3部構成が成立する。
- ・便所やゲンカン脇の風呂場は、人が住む際に増築された。

#### (2) 昭和初期～中期の様子

教会堂関係者からの聞き取りにより判った、昭和初期～中期の使われ方を、以下にまとめる。

- ・八畳と六畳間の差鴨居位置より西は生活の場所、東は教会堂として聖なる場所であり、子供は立入りを禁止さ

れていた。

- ・ゲンカン脇（北半）は、風呂場として使用していた。
- ・ダイドコロ南半は土間であり西壁面寄りに小さなカマドがあり、煮炊きをしていた。
- ・ダイドコロ北側は板間で、北壁面に押入があり、この前で食事をしていた。
- ・3 畳間が勉強部屋、8 畳間で就寝していた。
- ・聖堂北側には、外から使用する戸の無い物置（土間）があり、出棺の際に使用する台を置いていた。
- ・旧手賀教会堂南側の土塁高さは1m程あり、道路からはアーチ窓の上部が見えており、子供らは土塁上を竹馬で歩いていたという。



図 3-1 正教会伝統の空間構成（太枠）と旧手賀教会堂の間取り [灰色文字]

### 第 3 節 昭和 50 ～ 52 年の沼南町による保存修理工事

#### (1) 保存修理工事内容

修理前図面，工事記録が残る。現状と比較して明確で主要な点について，以下にまとめる。

- ・瓦屋根葺替（破損が著しく，全面的に葺き替えをした様子）
- ・茅葺屋根は，修理前の写真の状態で，差茅をした直後のような様子で，保存修理工事では差茅もおこなった様子はない。
- ・土壁塗り替え（破損が著しく，全面的に塗り直しをした様子）
- ・基礎（計画時には，鉄筋コンクリートの布基礎を図化していたが，実施には玉石下に，根巻コンクリートを施した様子）

なお，北側の擁壁は，沼南町（当時）に寄贈された際に整備されたものという。

#### (2) 現状変更をした箇所

沼南町に所有がうつった直後の写真記録があり，そこから当時の様子をうかがうことができ，昭和 50 年の工事では，以下の現状変更をおこなったことが判る。

- ・ゲンカンと風呂場の中の敷鴨居を撤去し一室とした。
- ・ダイドコロの土間を板の間にした。
- ・ゲンカンとダイドコロの敷鴨居の位置を，ダイドコロ板の間の高さにあわせて上げた。
- ・ダイドコロ北面の押入を撤去した。
- ・ダイドコロと八畳の間には，敷鴨居及び垂壁があり，障子戸が入っていたがこれを撤去した。
- ・本屋三畳西の押入及び便所を撤去した。
- ・聖堂北側外の物入を撤去した。

#### (3) 昭和 52 年以降の保存修理工事

##### ① 差茅等の履歴

近年の茅葺屋根の修理は，平成元年（1989），平成 11 年（2000），平成 20 ～ 21 年（2008 ～ 2009）の差茅であり，昭和 50 ～ 52 年（1975 ～ 1977）にも総葺替は実施されていない。現在の茅葺屋根は，50 年以上経過していることになる。

##### ② 東日本大震災による災害復旧

平成 23 年（2011）に，下屋部分の瓦屋根の部分修理，漆喰壁の部分修理をおこなっている。

## 旧手賀教会堂 略年表

文久 元年 (1861)	ニコライ、シベリア経由で函館入り
明治 6 年 (1869)	切支丹禁教の高札の撤去 ニコライ、函館、仙台、東京へと信徒を増やす
明治 8 年 (1871)	法典教会（船橋市）が千葉県で最初に教会設立
明治 10 年 (1872)	大森、船穂（印西市）、布佐（我孫子市）に教会設立
明治 12 年 (1874)	手賀ハリストス正教会（手賀使徒伊望正教会）設立 <sup>2)</sup>
明治 14 年 (1875)	教会堂を現在の位置に建築 <sup>3)</sup> （近隣の民家を移築したと伝わる）
明治 17 年 (1878)	御茶ノ水のニコライ堂新築着工（明治 24 年竣工）
～	手賀正教会信者が窓ガラスを寄附する <sup>1)</sup>
明治 25 年 (1892)	ニコライが手賀正教会に訪れ、周辺の有力者に布教活動を行う <sup>4)</sup>
明治 33 年 (1900)	教会堂聖堂増築着工（同年竣工、明治 34 年落成式） <sup>1)</sup> ニコライより聖画下賜される <sup>1)</sup>
戦時中より	疎開の家族が住んでいたと伝わる その後、住込みで教会堂の管理をはじめ
昭和 30 年 (1955)	この頃に生活していた家族が桜を植える
昭和 49 年 (1974)	新教会堂新築、移転
昭和 50 年 (1975)	旧手賀教会堂を当時の沼南町が所有 沼南町指定文化財（史跡）に指定
昭和 50 ～ 52 年 (1975 ～ 1977)	保存修理工事  この頃に擁壁を建設
平成 元年 (1989)	屋根工事 <sup>5)</sup>
平成 10 年 (1999)	外壁修理工事
平成 11 年 (2000)	屋根補修工事
平成 17 年 (2005)	沼南町が柏市と合併し、柏市指定文化財（史跡）に変更
平成 20 年 (2008)	屋根差茅工事
平成 21 年 (2009)	屋根差茅工事
平成 23 年 (2011)	屋根瓦・漆喰壁補修工事（東日本大震災（平成 23 年 3 月）の破損による）
平成 24 年 (2012)	旧手賀教会堂が千葉県指定有形文化財（建造物）に指定 聖画 3 点が千葉県指定有形文化財（絵画）に指定
平成 30 年度 (2018)	旧手賀教会堂保存修理工事基本計画
令和 元年度 (2019)	旧手賀教会堂保存修理工事実施設計
令和 2 年度 (2020)	旧手賀教会堂保存修理工事

### 参考文献

- 1) 岩立克己家文書『大日本正教会基礎金簿』明治 15 ～ 33 年 (1882 ～ 1900)
- 2) ハリストス正教会『銘度利加』受洗者名簿に、湯浅長左衛門他 12 名の人名が記載あり
- 3) ハリストス正教会『正教新報』第 24 号 明治 14 年 (1881) 発行
- 4) 中村健之介『千葉県史研究』第 7 号「宣教師ニコライ 下総巡回日記」平成 11 年 (1999)
- 5) 今回の保存修理工事で棟札を確認

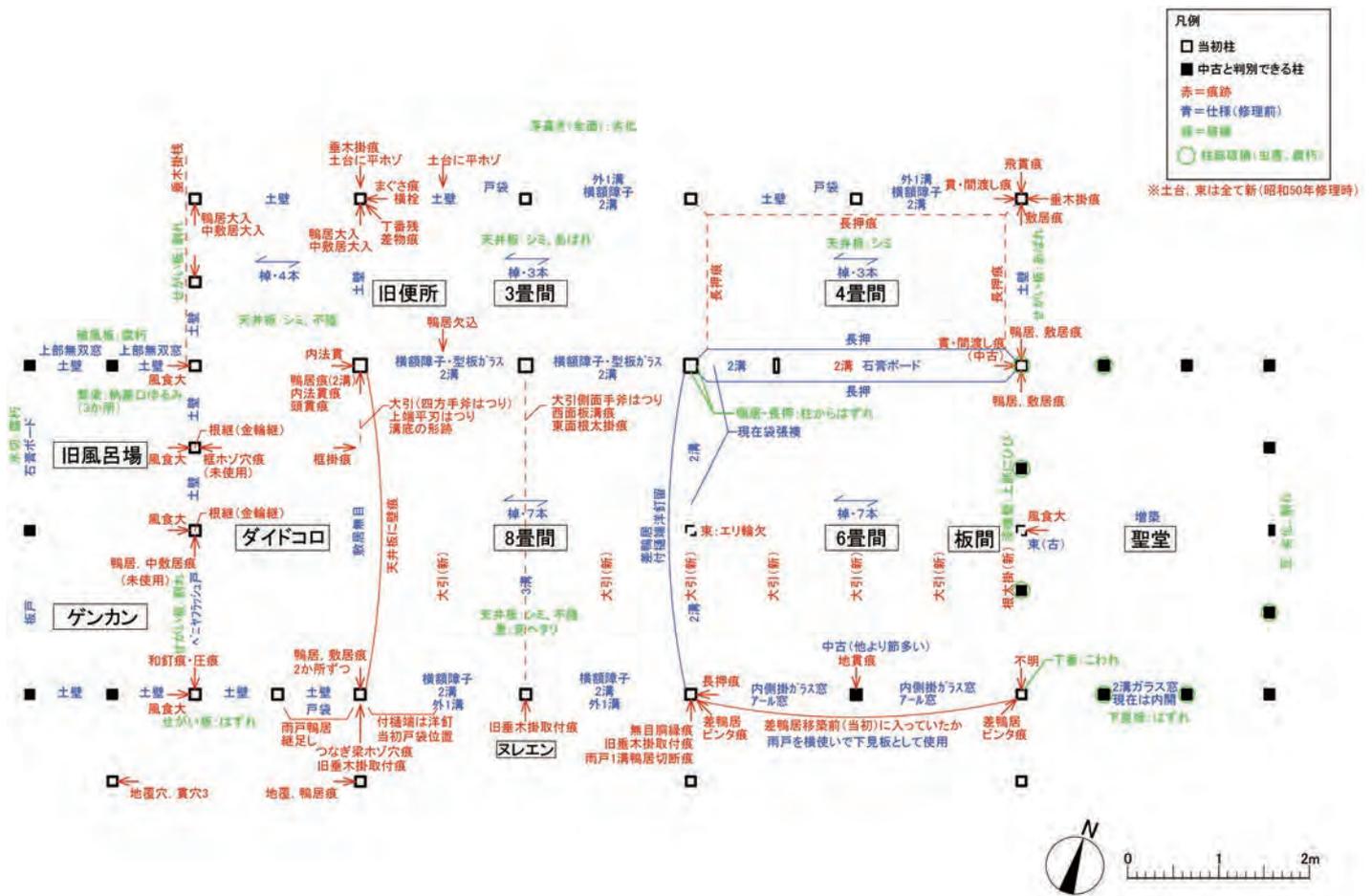


図 3-2 痕跡図

年		月日	名称	内容
昭和 50年 ～ 52年	1975 ～ 1977		保存工事	基礎、木部、瓦屋根、左官、 建具工事、すきとり等
			同時期に擁壁工事	
平成 元年	1988		屋根工事	
10年	1998	2/2 ～ 3/20	外壁修繕工事	ゲンカンの一部土壁、下見板張の修理
11年	1998	2/15 ～ 3/15	草屋根補修工事	聖堂屋根捨谷入れ
20年	2008	1/15 ～ 2/29	屋根差し茅改修工事	南面・西面南半のみ
21年	2009	3/18 ～ 3/31	屋根差し茅工事	北面・西面北半のみ
23年	2011	10/18 ～ 11/30	修繕工事	(東日本大震災に関する) 瓦屋根の修理、 左官の部分修理
25年	2013		日常点検	聖堂入口左扉蝶番ネジ外れ確認
27年	2015		日常点検	聖堂入口漆喰にひび割れ、室内天井板破損、 瓦屋根裏板剥がれ確認
29年	2017		日常点検	北西・北東隅屋根軒先の茅抜き取り確認

図 3-3 工事経歴年表





図 3-6 南面西側



図 3-7 ダイドコロ 南側土間



図 3-9 南面下屋



図 3-8 ゲンカン屋根



図 3-10 3 畳間 便所入口 (右) と物入 (左)



図 3-11 ゲンカン・ダイドコロ境 欄間



図 3-12 8 畳間



図 3-13 聖堂正面



図 3-14 南面



図 3-15 北面便所



図 3-16 聖堂正面扉



図 3-17 北面物置



図 3-18 4 畳間 洗礼桶



図 3-19 小屋裏



図 3-20 ダイドコロ 北面押入



図 3-21 ダイドコロ 北面押入天袋



図 3-22 ダイドコロ・8 畳間境 小壁と障子



図 3-23 差茅



図 3-24 聖堂屋根下地 解体



図 3-25 ゲンカン屋根下地解体



図 3-26 ゲンカン屋根瓦葺



図 3-27 聖堂正面 修理後



図 3-28 南面 土台



図 3-29 北面 土壁解体



図 3-30 南面 土壁解体

## 第4節 破損状況

### (1) 概要

旧手賀教会堂は、明治14年(1881)に移築して教会堂とされてから、今回の保存修理工事実施設計が行われた令和元年(2019)で138年が経過しており、この間、下屋や聖堂の増築や一部改修が行われているものの、軸部に関わる根本的な修理は行われておらず、教会堂として使用されていた当時の様子を良好に保持していた。しかし、前回昭和50年(1975)の修理工事から45年の年月を経て、前回の差茅から14年が経過し、茅葺屋根の破損、軸部全体の歪みや仕口部の弛緩、不陸傾斜があった。修理前の段階では、雨漏りは認められなかったが、聖堂と本屋の取付き部にはシートによる応急処置が施されていた。

### (2) 基礎・土間・外構

基礎の沈下は、犬走りの三和土が削れていることにより、玉石底面が露出している箇所も見受けられ、ダイドコロの土間は、修理前は昭和50年の変更により板間にされていたため、床下に三和土が隠れている状態であったが、板間を撤去したところ、当時の土間が残されていた。人が歩く位置に50mm前後の凸凹がある年代を感じるものであったが、外からの土を持ち込み、土台下端より持ちあがった状態であったため、土台腐朽の要因となっていた。

### (3) 軸部・床組

本屋の聖堂取付き部及び聖堂廻りの柱脚に腐朽がみられた。西側下屋の繫梁仕口の緩み、本屋六畳と四畳間の敷居及び鴨居の仕口緩みがみられた。床組は、大引(足固)以外は、昭和50年の修理時に新たに足された材も多く、概ね健全であった。

### (4) 小屋組・屋根・軒廻り

東・南・西の軒はせがい造としており、本屋の梁をもちだし腕木としているが、南側中央のみ梁と腕木を別材としていることが要因し、軒が垂下していた。

### (5) 軒廻り

せがい造の化粧裏板の釘留めが全体的に外れ、風が吹き込み板があばれることで、小動物の侵入の要因となっていた。聖堂の化粧軒裏の杉皮が、全体的に腐朽したわんでいた。

### (6) 屋根

茅葺は、全体的に経年劣化によりへたれが進み、鳥による茅の抜けや部分的な欠損が目立っていた。ぐし棟の竹簾も劣化した状態であった。

西側下屋の瓦がずれており、東側聖堂の瓦も全体的にずれがあり、平瓦や鬼瓦は一部割れていた。

聖堂の瓦葺屋根が、本屋茅葺屋根に取りつく位置は、雨漏りした時期があり、応急処置が施されていた。

### (7) 壁面

建物内部では、聖堂廻りの白漆喰壁には、軽微な亀裂があった。また、側廻りは桁まで塗られていた土壁が、天井上で剥落している箇所がみうけられた。

建物外周部では、下見板のうち下部に腐朽や欠損がみられた。

(8) 建具

雨戸は、部分的に釘留めの緩みや、板の割れがあった。障子紙やふすまは、昭和50年(1975)の修理及びそれ以降に貼られた紙であるが、汚れや傷が目立っていた。

(9) その他

全体的に、天井板のたわみ、あばれ、シミが目立っていた。

西側下屋北の破風板先端に腐朽が見られた。



図 3-31 柱脚の腐朽



図 3-32 聖堂 屋根瓦の割れ



図 3-33 写真 茅葺屋根の劣化



図 3-34 聖堂 化粧軒裏板の破損



図 3-35 聖堂 壁漆喰塗の割れ



図 3-36 天井板のたわみ(4畳間)

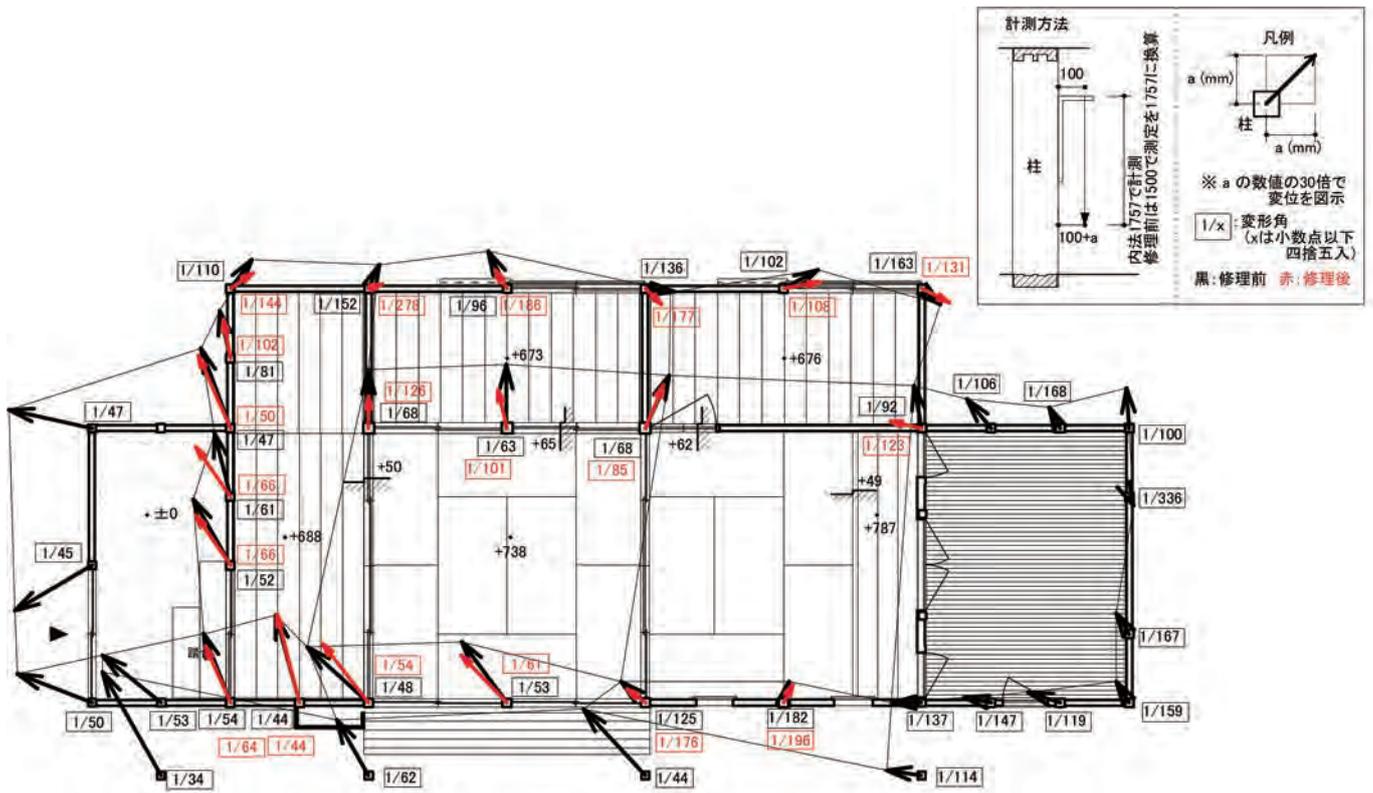


図 3-37 柱の傾倒

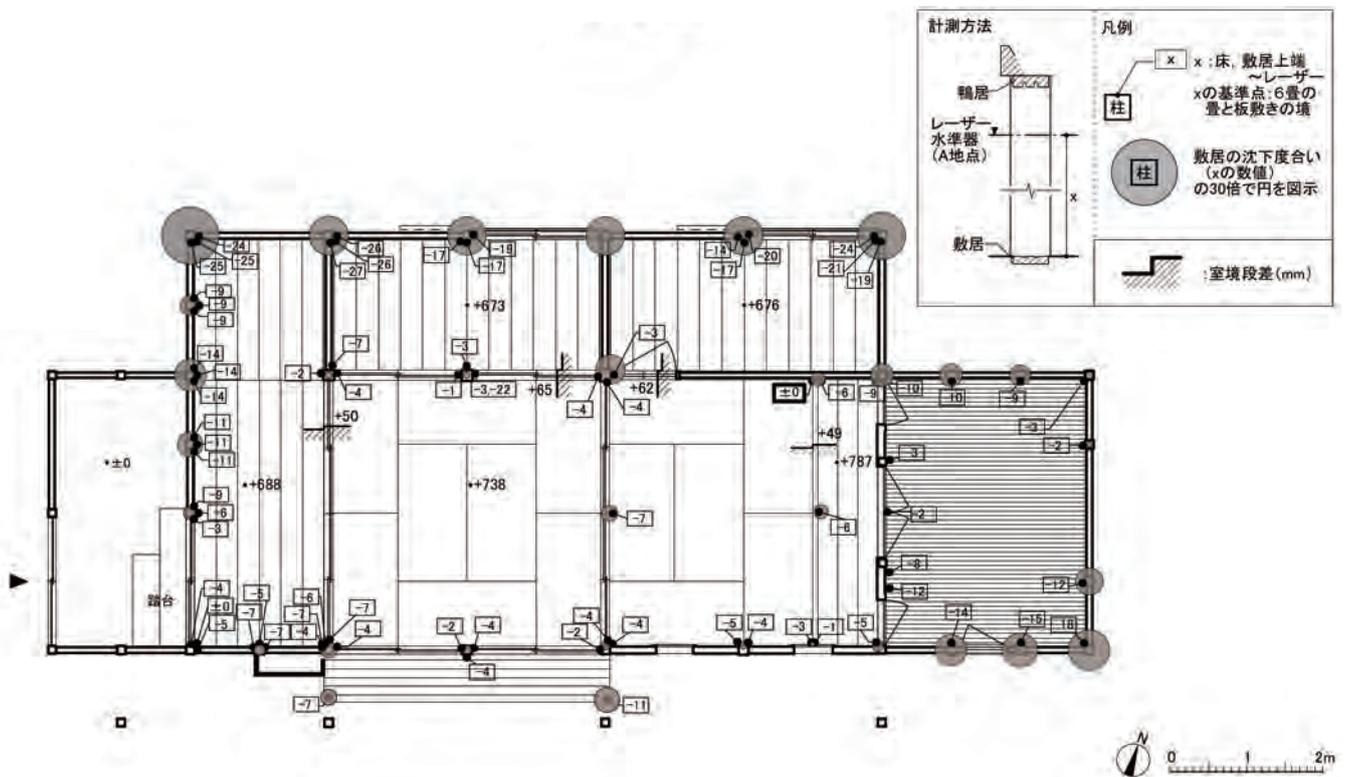


図 3-38 柱の不陸